平成２２年（フ）第２６７号
岐阜県本巣郡北方町芝原中町３丁目61番地の１
債務者　馬場　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２２号
岐阜市下川手21番地２
債務者　浦田　博彦
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３３号
岐阜市東改田字再勝270番地１　ゴーバルハウスＡ118号室
債務者　松尾　雅弘
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３８号
岐阜市鷺山東２丁目５番59号ハイツ仙古107号室
債務者　中渡　伸一
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３４９号
愛知県弥富市鯏浦町中六114番地１、申立時の住所愛知県弥富市五明２丁目21番地
債務者　堤　　明美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５０号
東京都板橋区小豆沢４丁目14番９―411号小豆沢サンハイツ
債務者　堤　　隆繁
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０号
三重県伊賀市上野桑町1691番地　太平荘６号室、前住所三重県伊賀市下郡100番地
債務者　佐々木　定
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第５６号
三重県名張市梅が丘南４番町138番地
債務者　柿花　　淳
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第９５号
滋賀県守山市古高町620番地２　グランシャトー石橋Ｃ棟102号、前住所滋賀県守山市守山４丁目13番17―103号
債務者　山田　光子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７４号
滋賀県甲賀市土山町大野5093番地
債務者　橋爪　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９９号
滋賀県草津市大路３丁目５番34―１号
債務者　丸住　篤志
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０２号
滋賀県高島市新旭町藁園1363番地２
債務者　谷本　正孝
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０３号
滋賀県高島市新旭町藁園1363番地２
債務者　谷本　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９号
石川県鹿島郡中能登町能登部下114甲３番地、住民票上の住所石川県鹿島郡中能登町能登部下57部46番地
債務者　正谷　孝子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後２時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１０８号
静岡県富士市今泉3956番地の２
債務者　太田　静香
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１４８号
静岡県富士宮市淀師440番地の12、前住所静岡県富士宮市淀師595番地の４　アークヒルズⅠ202
債務者　田中　美帆
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２８９号
岡山市北区首部332番地１―405
債務者　野﨑　建二
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部